

【住宅リフォーム助成事業】

バリアフリー工事における該当工事一覧

改修項目	構造等
1. 手すりの設置	居室、廊下、便所、浴室、玄関などに転倒防止、移動・移乗動作が容易にできることを目的として設置するものです。手すりの形は適切なものとしします。
2. 段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関などの各室間の床の段差を解消するための改修工事をいいます。 具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げなどです。 ※段差のない形式のユニットバスの導入やユニットバス導入に伴う床のかさ上げについては、一般リフォーム工事とします。 ※昇降機、リフト、段差解消機など動力による床段差を解消する工事は一般リフォーム工事とします。
3. 滑り防止のための床材変更	具体的には、居室において畳敷きから板製床材、ビニル系床材などへの変更、浴室においては、床材の滑りにくいものへの変更などです。
4. 引き戸等への扉の取替又は新設	開き戸を引き戸、折れ戸、アコーディオンカーテン等扉全体を取り替えるものです。ドアノブの変更、戸車の設置なども含みます。 (敷居撤去に伴う扉下部の隙間は、既存扉の形状にもよりますが、既存扉への継ぎ足しを基本とします。)
5. 洋式便器等への取替	和式便器から洋式便器に取り替える場合や洋式便器の便座の口径を広いものにする場合を対象とします。 ただし、既存の洋式便器を洗浄機能がついた洋式便器への取り替える場合や、これらの機能の取り付けは対象外とします。 また、水洗化または簡易水洗化にかかる工事は一般リフォーム工事とします。
6. 上記各号に掲げる工事に附帯して必要となる改修工事	それぞれ以下のものが考えられます。 ただし、改修工事に応じた必要最小限の改修とします。 ①手すりの取り付け…手すりの取り付けのための壁の下地補強 ②段差の解消……………浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事 ③床材の変更……………床材の変更のための下地の補強や根太の補強 ④扉の取替……………扉の取り替えに伴う壁又は柱の改修工事 ⑤便器の取替……………便器の取り替えに伴う給排水設備工事や床材の変更（水洗化または簡易水洗化にかかる工事は一般リフォーム工事とします）